

会 員 各 位

北野・山本地区をまもり、そだてる会

北野・山本地区の環境をよりよくするために（活動協力をお願い）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、北野・山本地区をまもり、そだてる会では、昭和56年の設立以来、よりよいまちを形づくるために、地区白書やまちづくり計画を策定するとともに、クリーン作戦の実施やノースモーキングゾーンの指定、あるいはまちなみフェスタの開催など、さまざまな実践活動を続けてまいりました。しかしながら、取り組むべき課題はまだ多く残されており、昨今のあまりにも煩雑となったまちの状況を改善することは、とりわけ大きな課題と考えております。

北野・山本地区は、明治以来、外国人の多く住む異国情緒豊かな住宅地として発展してきたものですが、昭和50年代にはいると、商業地としてまた観光地としての性格も強め、各種の店舗や公開異人館などが増えてきました。このことが、地区をより个性的で洗練されたものにしており、住む者にとっても自慢できるまちを形成しているのですが、しかし一方で、このまちがもともともっていた閑静な住宅地としての環境が壊されてきたことも事実です。とりわけ近年では、けばけばしい看板や通行を妨げるようなテント・パラソルの設置、あるいはワゴン等による路上での商品販売、まちなかにあふれる自動販売機、客呼びこみの声やスピーカーで流される音楽による騒音など、良好な環境をもつ住宅地とファッションブルな商業地という二面性をもつ北野・山本地区の総合的な質を低下させるような行為が増えてきているように感じます。

もちろん、まちが時代とともに変化することは必要なことですし、魅力がありいきいきとしたまちだからこそ変わらうのだと考えます。しかし、この変化は、だれもが望み、まちが真の意味でいつまでも発展する方向であるべきです。そして北野・山本地区の商業や観光は、いわば環境立地型とでもいったもので、背景にしっかりした住宅地があり、その環境とうまく調和するかたちで点在してはじめて成立するという性格をもっています。

エキゾチックという言葉に代表される地区の個性を大切にしながら、より快適に暮せる居住環境をつくりだし、その環境に支えられた商業や観光の要素がますます地区に洗練さを加えていく、といったようなことがわれわれの目指す理想ではないでしょうか。

会員各位におかれましても、住宅地としても、商業地としても、また観光地としても、いつまでも発展し続けるまちを形づくりたいという我々の趣旨をご理解いただき、なにとぞ当会の活動に積

極的なご協力をお願いする次第です。

平成3年5月

北野・山本地区をまもり、そだてる会 委員一同

事務局：中央区北野町3丁目4-10 八木方（TEL221-5398）

各 位

北野・山本地区の美しい環境をまもるために

(不法看板等撤去のお願い)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、北野・山本地区をまもり、そだてる会では、昭和56年の設立以来、クリーン作戦の実施をはじめ、よりよいまちを形づくるための努力を続けているところです。

ところで、近年の北野・山本地区は本来の住宅地に加え、商業地・観光地としての性格も強く持つようになってきております。このことが、地区をより個性的で洗練されたものにしてはいるのですが、ただ、この地区の商業や観光は、背景にしっかりした住宅地があり、その環境とうまく調和するかたちで点在してはじめて成立するものであると考えます。

そのような観点から地区の現状をみますと、けばけばしい看板や通行を妨げるようなテント・パラソルの設置、あるいはワゴン等による路上での商品販売、まちなかにあふれる自動販売機、客呼びこみの声やスピーカーで流される音楽による騒音など、地区の総体的な質を低下させる行為が増えてきているように感じます。

事業者の皆様におかれましても、住宅地、商業地、あるいは観光地として、いつまでも発展し続ける北野・山本地区を形づくりたいという主旨をご理解いただき、ご配慮を再度お願いする次第です。

なお、道路を不法に占拠している標柱や看板等について、まもり、そだてる会と神戸市が共同で 9月27日にパトロールを行い、自主的な撤去を個別にお願いにあがることとしていますが、それでも改善されない場合、神戸市では関係機関と連携して、法に基づく除却を予定しています。

平成3年9月

北野・山本地区をまもり、そだてる会
神戸市・神戸市教育委員会

こんな法律をご存知ですか？

道路法（抜粋）

（道路に関する禁止行為）

第43条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。

二 みだりに道路に土石、竹木等の物件を堆積し、その他の道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

（罰則）

第100条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

北野・山本地区の環境をよりよくするために

自動販売機設置自粛等のお願い

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、北野・山本地区は、明治以来、外国人の多く住む異国情緒豊かな住宅地として発展してきたものです。昭和50年代にはいと、商業地としてまた観光地としての性格も強め、各種の店舗や公開異人館などが増えてきました。このことが、地区をより个性的で洗練されたものにしており、住む者にとっても自慢できるまちにしているのですが、しかし一方で、このまちがもともともっていた閑静な住宅地としての環境が壊されてきたことも事実です。

その要因の一つに、ジュース等の自動販売機がまちなかにあふれていることがあげられると我々は考えます。道路上にはみだして通行の邪魔をしているものや、けばけばしい色彩が落ち着いたまちの雰囲気を阻害しているものも見受けられます。また、空きカンのポイ捨ては後を断たず、カンジュースなどをどこでも買えることもその原因の一つになっているのではないのでしょうか。

このようなことから、各位におかれましても、地区の環境をまもるために、

- ① 自動販売機の設置を自粛する、設置する場合でも
- ② まちなみにみあった色彩やデザインとする、
- ③ 必ず空きカン入れを併設する、さらに、
- ④ 道路上に不法にはみだして置かれている自動販売機は撤去する、等の対策をお願いする次第です。

エキゾチックという言葉に代表される地区の個性を大切にしながら、より快適に暮せる居住環境をつくりだし、その環境に支えられた商業や観光の要素がますます地区に洗練さを加えていく、といったようなことを理想として当会ではまちづくりに取り組んでおります。この主旨を十分ご理解いただき、なにとぞご協力をお願いいたします。

平成4年6月

北野・山本地区をまもり、そだてる会

事務局：神戸市中央区北野町1丁目5-7 浅木方 (TEL242-6288)

北野・山本地区をまもり、そだてる会とは

神戸市都市景観条例に基づく景観形成市民団体で、関係6自治会、2婦人会、北野商業連合が構成メンバーです。

北野・山本地区の歴史的環境をまもり、そだて、この地区の個性豊かな発展を目指して活動を続けています。

～事業所ゴミは各自の責任で処分してください～

平素は当会の活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、当地区は、落ち着いた住宅地に店舗などの商業施設が調和し、多くの観光客にも愛される異国情緒豊かなまちなみを形成しています。

しかしながらとりわけ震災後、不法に投棄されたゴミが多く見受けられるようです。来訪者の落していく空き缶などのポイ捨てゴミに加え、ゴミ収集の指定日や指定場所以外に捨てられる家庭ゴミも多いのですが、まとめて放棄される事業所ゴミも少なくありません。事業所ゴミは路上に放置することは勿論、家庭ゴミと一緒にゴミステーションにだすことはできません。各自の責任で処分していただくことが必要です。

当会では昭和56年の発会以来、クリーン作戦の実施をはじめ、よりよいまちを形づくるための活動を続けてきました。一部の方のマナー違反のために、まち全体の環境を壊すようなことは防ぎたいものです。

事業者の皆様におかれましても、住宅地、商業地、あるいは観光地として、いつまでも発展し続ける北野・山本地区でありたいという趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

北野・山本地区をまもり、そだてる会

[事務局] 神戸市中央区北野町1丁目 5-28 浅木方 TEL 242-6288